

果樹王国やまなし就農支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事が、果樹王国やまなし就農支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する果樹王国やまなし就農支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 本補助金は、実施要領第3条に定める事業対象者（以下「取組主体」という。）が実施する事業に対し、市町村が補助する事業に要する経費について、予算の範囲内で市町村に交付するものとし、その補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するにあたり、実施要領第4条に規定する事業対象機械等の物件価格に係る消費税相当額を減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市町村長は、補助事業の内容を変更（別表に定める軽微な変更は除く。）しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(3) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、事業が完了した日又は事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

(遂行状況報告)

第8条 知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して、本補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 この補助事業により取得した事業対象機械等(以下「取得財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた市町村及び取組主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、事業対象機械等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業実施主体	補助対象経費	補助率	軽微な変更
市町村	取組主体が事業対象機械等をリース方式で導入する場合に、リース事業者が支払う当該事業対象機械等の取得価格（消費税相当額を除く。）に対し、市町村が補助する額	リース事業者が支払う当該事業対象機械等の取得価格の9分の2以内(市町村が補助する額の3分の2以内)	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合

